

保 発 0731 第 2 号
令和 8 年 7 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定について

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条の 2 において、都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとされている。

今般、令和 6 年度以降を対象とする都道府県国民健康保険運営方針の中間見直しに資するよう、「都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定について」（令和 8 年 1 月 15 日付け保発 0115 第 14 号厚生労働省保険局長通知）により示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を別添のとおり改定したので、貴都道府県内保険者等に周知等を図るとともに、貴都道府県内市町村等の意見を聴き、本要領に沿って都道府県国民健康保険運営方針の改定に努めていただくよう、お願いする。